

地を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかります市民税の課税の特例でございまして、四千万円以下の部分につきましては百分の四ということで、従来と変わりありません。それから四千万円を超えるものについては、長期譲渡所得の二分の一と、他の所得との総合課税ということで、優良住宅そのものについては変わっておりません。

それから第二号につきましては、優良住宅とそれからその他の一般の長期譲渡とが含まれたものについての計算の特例でございしますが、これも先ほど御説明を申し上げました附則第十九条の改正に伴いまして、条文の整理をしたものでございまして、優良住宅地の部分につきましては、先ほどの第十九条の二によりまして、優良住宅地としての計算をし、それからその他の一般の長期譲渡所得分につきましては、第十九条の計算の例によって計算をするというふうに規定をされてございます。

それから附則第十九条の三でございしますが、これは特定市街化区域内の農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかります個人市民税の特例でございまして、これも附則第十九条の改正に伴います条文の整理でございまして、

内容といたしましては、四千万円以下のものにつきましては三・四％の税率、それから四千万円を超える部分につきましては四％というふうになっておりまして、内容につきましては変化はございません。

附則第二十条の一項、これは短期譲渡所得の課税の特例でございしますが、これも長期譲渡所得が当分の間というふうに適用区分が変更になりましたので、これと関連をいたしまして、年限を改めようとするものでございます。

それから別表第一を次のように改める。この別表の第一は、退職所得の簡易税額表でございしますが、これも先ほど説明をいたしましたように、第四十七条の四の適用区分が変更になりましたので、これに基づきまして別表を直そうとするものでございます。

次が施行期日でございまして、第一条で公布の日から施行するとなっておりますが、このうち第八十八条の改正規定、これは電気、ガス税の関係でございします。この改正の規定は昭和五十五年の六月一日から適用施行するものでございしますし、次の第四十七条の四及び別表第一の改正規定というのは退職所得の分離課税にかかる規定でございしますが、これは昭和五十六年一月一日から施行

しようということでございます。また附則第十九条から第二十条までの改正規定と申しますのは、長期譲渡所得にかかる諸規定でございます。これは昭和五十六年四月一日から施行しようとするものでございます。

次は市民税にかかります経過措置でございますが、第二条におきましては、別役の定めがあるものを除きまして、この規定は、市民税に関するものにつき、ましては、昭和五十五年度から適用とするものであり、それ以前のもの、五十四年度分までのものにつきましては、従来の例によるということでございます。

それから第二項におきまして、退職所得の關係は五十六年一月一日以後に支払いをいたします退職手当等につきまして適用し、それ以前に支払うものにつきましては従前の例によるということでございます。

それから附則第十九条から第二十条までの規定は、長期譲渡所得の關係でございますが、これは昭和五十六年度分の個人の市民税から適用しようとするものであり、昭和五十五年度以前につきましては、従前の例によるということでございます。

以上大変難解でございましたが、議案第三十六号に対します提案理由

並びにその内容についての説明を終わらせていただきます。

慎重御審議の上、原案どおり決定くださいますようお願いいたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十六番(貫井喜代次君) ニ、三、まず附則の第十九条の第二項の關係ですけれども、これは次の附則の二十条の改正にも出てきますけれども、「当分の間」という問題が出てきたわけですが、これはどのくらいの期間を当分というふうにここで見られたのか。余り税法上、こういうふうな課税に対する規定中には使うことが少ないですけれども、今回の改正でこういうふうな当分の間ということが出てきましたので、どのくらいのことをここで言っているのかどうか。これを一つ。

それから次のページに移しまして、附則第十九条の二の關係ですけれども、「八千万円以下である場合」前号イ又はロにかける場合の区分に依じそれぞれ同号イ又はロに定める金額に改め、同号ロを次のように改める」というのがありますけれども、「前号」というのは何を言っているのか。私、いろいろあれしてみると、これは附則第十九条の二の二項一号のイであり、ロであると思うんですけれども、何かこ

で言う前号というのはそうではないような気もするので、これをひとつ聞かして
もらいたい。

その次に口の關係にいつて、いままでは「当該課税長期譲渡所得金額が四
千万円をこえる場合 次にかがける金額の合計額」というふうだったものが、こ
こで「所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が八千万円をこえる場合
次にかがける金額の合計額」となつたわけですから、いままでこの課税長
期譲渡所得金額ということであつたのが一般というものがここで初めて出てきた。
この一般というものはどういうものか、いままでの課税長期譲渡所得と、一般と
いうものを頭につけた長期譲渡所得というものは、どういうふうに関連と違
いがあるか、それをひとつ。口の(1)の百六十万円は従前どおりですね、これは変わ
りないようですけれども、その(2)の方にも一般課税が出てきますが、この一般と現
在までの課税とどういうふうに違ふのか。

次に附則第十九条の三のところ、同項第二号中——同項第二号中という
ことは、附則第十九条の一項の二号を言っていることであると思ふんです。しか
し、ここにあるように、同項第二号中「こえ八千万円以下である」とこれはいつ規定

になつていたか。福生の賦課徴収条例にいつ規定されてあつたものか。私の
調べたところで見当たらなかったから、これらの点かもしれなかつたら……例規集
のどこに入っているのか。どうも勉強不足で見当たらなかったのですが、その点
をひとつ。

それからその中でいま一つ、削除した關係で、「当該譲渡所得にかかる昭和五十七
年度分の市民税の所得割については、当該譲渡所得にかかる昭和五十六年
度分の市民税の所得割の例による」を削ると、これは確か五十四年度にでき
た附則の關係だと思ふんです。その当時附則が一条から二十七条まであつた
ようですけれども、この規定の廃止が、どういうわけで廃止されたのか。また、五
十七年度というようなこと、五十五年度もいま入つたばかりですが、日の目を見ず
に削除されたことについて、どういうことで税法上これが改正になつたのか。これに
対する關係はどこにあるのか。

以上大きく分けて三つばかり説明願います。

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 詳細につきましては、担当課長
から説明をさせていただきますが、まず第一点の第十九条の一項の關係

で当分の間ということですが、これは御案内のとおり、租税特別措置法の長期譲渡所得に關します適用期間が、従来三年、三年ということで更新をされてきておりますが、これはこういうことだとなかなかわかりにくい点もございますので、当分の間ということで、期限を特に定めるといふふうにしたいと思ひます。しかれば当分の間というのはいつまでかということですが、従来三年ごとに決めておりましたのが、当分の間というふうに直されました経過を考えますと、当然これは三年以上というふうに判断をしております。

それから第十九条の二の關係の第一項の前号につきましては、御指摘のとおりかと思ひます。

ロの關係で一般長期譲渡と従来の長期譲渡とどう違うかということでもございますが、十九条の二と申しますのは、いわゆる優良住宅に關します課税の特別でございまして、いわゆる優良住宅の適用とそれ以外の部分とを區別するため、一般という言葉を使つたわけでございます。

三番目がちやうとあれしちやいます。四番目につきましては、今回の条例改正全般について言えることですが、かなり条文の整理をしております。これも規

定を当分の間というふうに直します關係で、特にこの五十六年度、五十七年度というような区分をする必要がなくなりましたので、それに対する整理でございます。

○税務課長(岩崎好亮君) 八千万円以下であるというのは、前の条例ではどこにあるかという御質問でございますが、この賦課徴収条例の前のページに新しく課税長期譲渡所得が四千万円をこえ八千万円以下である場合というのがあります。そこを指すものと思ひます。したがつてこの項をこえるということになりますもので、ひとつ変わるのではないかと思ひます。

○十六番(貫井喜代次君) 当分の間はたぶんそういうふうなことではないかと思ひましたけれども、いずれにしても課税ということに対して、当分の間というようなことは余り条例化されなかつたけれども、その都度改正するということも、確かにわすれしやがあると思ひます。したがつてこれは確か三年以上という回答のことであらうと思ひますので、了承いたします。

それから一般ということに対して、優良なということの説明であつたけれども、それではなぜ二でほとんど一般—今度は一般になつたわけですね。

いままでは課税長期というのを。二通りに分けなければならぬのではないか。

一つで優良と一般というのはおかしいではないか。これは私の聞き違いかどうかかわからないけれども、もし説明のようであれば、二つに分けなければならぬ。条例上の二にうたう内容においてですね。もう少しどういうわけで優良と一般、それでこの条文がいいかというような内容をひとつ。

それから八千万円をこえるというやつの二に私がさっき優良と一般ということについて質問しているところに、確かに八千万円をこえる場合ということがあるんですけども、これは十九条の二の関係でうたっておることを、二で十九条の三の第一項の関係で、こういうふうなものをさらにまた何かややくしく、こういうことをしなくてももっと条例上、条文上整理もでき、またわかりやすい条文になるのではないかと思うんですけども、そういう点、どういうわけでこういうふうなものを同じ改正する中において、前にそういうことをうたう、次にこれを改めるといふようなことをやらなければならぬのか。

その点ひとつ。

○抗務課長(岩崎好亮君)

言葉上の扱い方の説明ですけども、課税長期

譲渡所得というのは、通常一般課税長期譲渡所得と、優良宅地等の優良宅地を指すものだと思います。したがって二つを指したというふうに思いました。ところが、こういう課税長期譲渡所得のうちというのは、一般課税長期譲渡所得というのは二にありますが、二つ、優良住宅の場合の課税長期譲渡所得と一般課税長期譲渡所得というふうになるわけでございます。

次に十九条の三ですね。これは前の条文が変わりますので、これを当てはめるために何千万円を幾ら、何千万円を幾らというふうになるわけですが、この文章は地方税法がそういうふうになっているから、そういうふうになったということになうかと思ひます。文章を当てはめて訳しますと、こういうふうになるわけでございます。イを整理しますと、課税長期譲渡所得が四千万円以上である場合の長期譲渡所得は、百分の四が百分の三・四に相当する金額となりまして、百六十万円が百三十六万円になるわけです。ロの場合は、課税長期譲渡所得から四千万円を控除した金額の百分の四に相当する金額というふうに、文章上、実際の計算例ではなるわけでございます。先ほど部長が説明しましたように、第十九条の一項の方が、いわゆる本文といえますか、メインになる文章

でありまして、それを当てはめていきますと、こういうふうな文章になつてしまふわけでございます。

どうしてなるかというのは、ちよつと私の方でも研究する余地はあると思います。加、地方税法なり準則がそのようになっておりますので、私の方でもそのとおりにしたわけですが、整理しますと、イのところは百三十六万円になります。それからロのところは課税長期譲渡所得から四千万円を控除した金額の百分の四に相当する金額というふうに、当てはめますと、そういうふうになると思います。

○十六番(貫井喜代次君) いまひとつ、どうも腑に落ちない、納得のいかないうところは、優良と一般というところの説明が繰り返されたわけですが、一般というのが出たのはここで初めてですね、こういうふうな長期譲渡に対して、いままでは一般というやつはなかったということですね。優良だけで、こういうふうなそれを使ったということ、それでいいですか。説明はそうですから、そうとるよりしょうがないわけですが、念のために聞いておきますけれども、一般というものはいままではなかったんだと。今回新たに優良と一般というものを

分けたやつが、一般課税長期譲渡所得金額になつたんだということよりとれないわけですが、これでいいですか。それだけ聞いておきます。

○税務課長(岩崎好亮君) 条例の一千七百十ページに、いままでも一般課税長期譲渡所得という言葉はございまして、いわゆる優良住宅地等以外のものを一般というふうに、いままでも言っていると思います。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○十二番(松山清君) ニ、三お聞きしたいんですが、一つは第二十四条第二項中、十八万円が十九万八千円になるということで、これで徴収する側から見れば、減収額というか、その辺の金額について説明がありませんでしたので、その辺について、

附則の関係で第十九条第一項中、これが当分の間とはかなり長期間になるみたいなのですが、これは本来なら五十六年度までで終わって、長期譲渡所得の関係が挿入されなければ終わってしまうわけですが、この当分の間によって対象になるのが、その制度によってそれぞれ違ふと思えますけれども、どの程度全体では減収につながるのか。当分の間が入らなければ、五十六年度で本来終わるものを、当分の間で延期するわけですね。余りいいことではない

わけですけれども、その辺で税を徴収する側から見れば、この改正幾つかあるわけですけれども、この辺でどの程度負担の軽減につながるというのか。その辺を教えてくださいたいと思います。

退職所得、第四七条の四の方が全体として適用区分を下げていくわけですが、これも、これは例年退職所得の関係ではどの程度対象になっているのか。たとえば五十四年度なんかの関連で、とにかくこの場合は増収になっていくと思わうんですけれども、その辺で、五十四年度なんかをひとつ参考にして、五十五年度でどの程度増収になっていくのか。

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 二十四条の十八万円を十九万八千円それからその他の関係で、全体的に申し上げますが、増収部分としては税率変更によります。税金が六千万円くらいあるようです。各種の控除をしたものが減収になります。これが四十八万八千円くらいになります。差し引きしますと、総体では一千二百万円くらいの増加になる予定でございます。これは後ほど御提案申し上げます。専決処分いたしました福生市民税の税率変更の分も含めてございます。それから後ほど提案になるものでございしますが、均等割りの

分としては四百五十万円くらいが増収になる予定でございます。それから退職所得の昨年度は五十人くらい対象になりましたが、これで増加になる部分が十五万円くらいでございます。長期譲渡の関係では、これはなかなかその決定時点で違いますので、一概には申し上げられませんが、昨年の例で申し上げますと、一千万円以上ございましたものが十一人でございしますので、この関係では五百万円くらいの減収になるかと思ひます。

以上大ざっぱでございますが、答弁とさせていただきます。

○十二番(松山 清君) 総体で説明があったので、第二十四条第二項中の関係で、十八万円が十九万八千円に引き上げになります。この関係の減収分をひとつ。それからあと四十七条の四の表でいくと、対象の人員が昨年で十五万円程度の増収と、それから附則関係ですが、十九条なんかも五百万円程度の減収になるというので、ずいぶん大きな金額なんです。これはもちろんそういうものがあつた場合ですけれども、言ってみれば一つの特例で五十六年度まで押さえていたのが、当分の間と時間の定めがなくて延ばされてしまうと、当分の間は三年以上ということであろうという説明もございましたが、そうすると

市にとっては大きなマイナスであろうし、地方税法改正全体が、一般に今度の専決部分も含めてですが、均等割りの引き上げとか、税率区分の適用ということ、全体に増税傾向で、均等に増税がされるということが一つあるわけですね。一方に、もう一方二十四条関係で多少緩和の面があるわけですが、長期譲渡所得でいってみれば対象になる方は、本当に数えられる程度しかない中で、そういう分だけが優遇というか、税率が続けられるという形になるのではないかと思うんですが、その点について、担当の方の考えを聞きたい。

○企画財政部長兼統務部長（上野重勝君） 今回の税法の改正で推定できますことは、いわゆる低所得階層の負担を軽減するという意味をもちまして、基礎控除とかあるいは扶養控除その他の諸控除が二万円程度引き上げになっております。ただ地方税制の現況から申し上げますと、控除するだけではなかなか地方財政大変だということ、その補完分として税率の変更とか、均等割りの変更とかがあるわけでございます。その総体的なもので、先ほど一千二百万円程度の増収になるということで申し上げ

たわけでございます。

それから第二十四条の関係では、現在対象になっているのが、五十四年度時点、四十七人の四万七千円でございます。

○十二番（松山 清君）

これは確かに福生市だけでいかんともしがたいのは当然

地方税法そのものの改正に伴って、税賦課徴収条例の改正なんで、そういう面がひとつあわれているわけですが、これがもともと国の方の地方税法の改正の精神そのものが、非常にけしからん話であって、ですから多少の低所得者の緩和、基礎控除が多少引き上げられるということはあるわけですが、それでも、全体としては増税傾向、特に長期譲渡所得関係などは、そういう適用区分が当分の間ということ、かなり長期にわたって延長されるという形になっておりまして、結果的には一千二百万円程度の増収で終わるわけですから、かなり市民にとっての負担というのはまぎれもない事実でもあるわけ、その一方一部の人に対して緩和するという、低所得者に対しては当然もっと緩和していかねばならないし、ならないことは当然であります。

その一方高所得というんですか、特定の所得がある人に対しても緩和と

いうのもあるわけですが、そういう点では、質疑の中ですけども、私としては賛成しかねるという意見を申し上げて、質疑を終わります。

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○十番(遠藤洋一君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十六号につきましては、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま遠藤洋一君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議がありますので、これより起立によって採決いたします。

本案は動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数と認めます。よって議案第三十六号は、原

案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 十一時まで休憩いたします。

午前十時四十七分 休憩

午前十一時 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第四報告第一号 専決処分承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、報告第一号専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第百七十九条の第一項の規定によりまして、福生市税賦課徴収条例を別紙のとおり専決をいたしましたので、同条第三項に基づきまして、報告してその承認を求めようとするものでございます。

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の内容について、御説明を申し上げます。

第三十一条第一項中七百円を一千円ということでございますが、これは均等割りの額を定めてございまして、今回、七百円でありましたものを一千円に改めようとするものでございます。これは標準税率を使用いたしております。

それから第三十三条の三の第一項の表、これは市民税の所得割りの税率の表でございしますが、これをそこに記載されておりますように変更しようとするものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、五十五年四月一日、それから経過措置といたしまして、この変更は五五年度分の個人の市民税から適用し、それから五十四年度前のものにつきましては、従来の例によるということでございます。大変雑駁でございしますが、報告第一号の内容の説明を終わらせていただきます。

たたきます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○六番（村尾栄次君） 一点だけ御説明願いたんですが、この均等割りあるいは第三十三条の第一項の率でございしますが、これは標準税率ということでございますが、各市の状態はどんなふうになっておりますか。これより高いところ、低いところがあると思っております。それを御説明願いたいと思っております。それとこれによる税の増減がどのくらいになるか、これをお聞かせ願いたいと思っております。

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） まず第一点の税率の適用でございますが、所得割りににつきましては、ほとんどの市町村が都下の場合には、標準税率を使っておりますが、均等割りの場合、西多摩の三つくわいの町で制限税率を使用しているものがございします。

これによります増収でございしますが、先ほどもちやうと触れましたが、約六千万円でございします。